3 ごみの分別と捨て方

家庭ごみの分け方・出し方一覧表

見やすいところに貼って利用してください。

錦江町住民税務課(TEL22-3039)
田代支所住民生活課(TEL25-2511)
●肝属地区清掃センター TEL 0994-63-0168●

- 各種ごみ収集日　別紙ごみ収集日程表のとおり
- ごみを出す時間　朝8時30分まで
- ごみを出す場所　各自治会の収集場所
- 各種ごみ指定袋　町指定の袋(各小売店で販売)
- ごみ収集場の管理　各自治会で管理されていますので皆できれいにしましょう。
- 名前の記入　各種指定ごみ袋に必ず名前(姓・名)を書いてください。(名前の書いていないごみは収集いたしません)
- 犬、猫等の死体処理　犬・猫等の死体処理は、飼い主又は土地・建物の管理者が行ってください。

持ち込みできる日	持ち込みできない日	ごみ処理手数料	
月曜日～土曜日 毎月第3日曜日	毎月第3日曜日以外の日曜日 12月31日～1月3日	ごみ量	10kg当たり
持ち込みできる時間		ごみ処理手数料	10kgごとに80円
午前8：30～12：00	午後1：00～4：30		

可燃ごみ

1.一般可燃ごみ

※ 可燃ごみ指定袋に名前を書いて出す。

●リサイクル出来ない古着や布製品汚れたティッシュ等
ぬいぐるみ・靴・革・靴類
地下足袋等・靴下・下着類

●小枝・落ち葉・木切れ貝殻・竹の子の皮・落花生のカラ・カニのカラ
乾かしてから出してください。

●靴・ベルトや革鞄等の皮製品・ゴム製品
金属は取り外す

●家庭用紙オムツ・天ぷら油を染み込ませた紙や布
タバコの吸殻　汚物は取り除く

●容器包装以外のプラスチック

プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品（リサイクル識別マーク参照）

2.可燃性粗大ごみ

※ 肝属地区清掃センターへ直接持ち込んでください。

●木製家具・布団・毛布・たたみ・コタツの木製部分・指定袋に入らないプラスチック製品　例 プラスチック製バケツ・プランター・プラスチック製衣装ケース等

指定袋に入らない物は、粗大ごみです。出来るだけ金属製品は取り外して、搬入してください。

不燃ごみ

3.一般不燃ごみ

※ 不燃ごみ指定袋に名前を書いて出す。

●陶器製茶碗・皿などの食器類
ガラスコップ・陶器類
●鍋・化粧瓶・香水瓶・植木鉢
●アルミ箔

分別をしっかりしてください。

●割れたガラス片・はさみ
割れた蛍光灯や電球

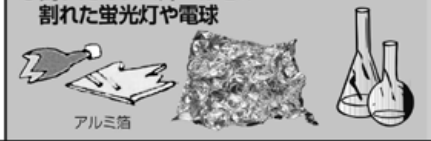

4.不燃性粗大ごみ

※ 大根田最終処分場、又は肝属地区清掃センターへ直接持ち込んでください。

●ガスレンジ・キャビネット・ガラス戸
指定袋に入らない物は、粗大ごみです。出来るだけ木製部分は取り外して、搬入してください。

●石油ストーブ
石油ファンヒーター
灯油を使い切ってから出す。

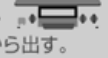

●一斗缶（きれいなものは空き缶）、ペンキ缶、塗料缶、オイル缶（各種の缶は家庭から排出される物に限ります。）
（但し、容器の中の液体は使い切ってから搬入してください。）

リサイクル品目

商品名

5.空き缶類

●ジュース、ビール缶・缶づめ・菓子缶・入浴剤（全て缶であれば）
●のり缶・茶缶・清涼飲料水の缶・その他の食用缶・粉ミルク缶
●ペットフード缶・水ヨウカンの缶・食用油の缶・アルミ缶のフタ

ビン類

6.茶色のビン

●栄養ドリンクビン・清涼飲料水ビン・茶色の五合ビン
●甘味料ビン（コーヒー・クリープ・調味料ビン）

7.その他の色ビン

●透明ビン・その他の色つきビン・その他の色の五合ビン
●蜂蜜ビン・ワインビン・ウイスキービン・食用油のビン
●めんつゆビン・漬物用ビン・茶色以外の一升瓶

8.ペットボトル

●飲料用・酒類・醤油用に限る
●食用油用はプラスチック製容器包装類に出す
のマークはペットボトル、
マークはプラスチック製容器包装へ

キャップとラベルはプラスチック製品容器包装リサイクルに出す。

紙類

9.ダンボール

●断面にストロー状の空洞のある紙

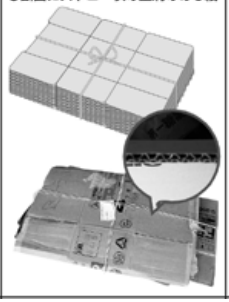

10.新聞紙

●新聞紙・チラシ

11.雑誌・雑紙

●書籍・マンガ本・辞書・教科書・参考書・雑誌・カタログ・その他雑紙・封筒（一部ビニールが入っている封筒はビニール部分は除く）
●葉書・カレンダー・ポスター・コピー用紙（ただし、カーボン紙は除く）
●トイレットペーパーのしん
アルミホイルのしん
キッチンペーパーのしん

12.紙パック

●牛乳パック・ジュースパック
（裏側がアルミパックのものは紙製容器として出す。）

ポイント	アルミ缶のフタは缶につけたまま 容器の中を水洗いする。 錆びた物や潰れた物は一般不燃ごみに出してください。	ふたを外す。中を洗う。ふたが金属なら不燃ごみへ、プラスチックだったらリサイクルの容器包装プラで出す。	ふたを外す。中を洗う。ふたが金属なら危険物へ、プラスチックだったらリサイクルで出す。	容器の中を軽く洗う。 キャップとラベルを外す。	ホチキスやガムテープ類は外す。ヒモで十字に縛る。	ヒモで十字に縛る。	ヒモで十字に縛る。	中を洗って切り開いた後、乾燥させてから十字に縛って出す。
出し方	自治会の指定場所の網袋に出す。 （ペットボトルとは別の網袋）	リサイクル指定袋に名前と品目に○を付けて自治会の指定場所に出す。	リサイクル指定袋に名前と品目に○を付けて自治会の指定場所に出す。	自治会の指定場所の網袋に出す。 （缶類とは別の網袋）	自治会の指定場所に出す。 （雨が降っている場合は次の収集日に出す。）	自治会の指定場所に出す。 （雨が降っている場合は次の収集日に出す。）	自治会の指定場所に出す。 （雨が降っている場合は次の収集日に出す。）	自治会の指定場所に出す。 （雨が降っている場合は次の収集日に出す。）

13.紙製容器包装(箱)

●菓子箱・石鹸箱・贈答用箱等・包装紙・タバコの箱や中紙等アルミ紙・ティッシュの箱・洗剤箱
●原材料にアルミが用いられている飲料用や食料用等の紙製容器

リサイクル用識別マークを参照してください。飲み物の紙製容器は軽く洗ってから切り開き乾燥させてから出してください。
雑誌・雑紙は入れないでください。

リサイクル指定袋に名前と品目に○を付けて自治会の指定場所に出す。

14. プラスチック製容器包装

●プラスチック容器・弁当箱・ビニール袋（ラベルがついたままで良い）
●レジ袋・菓子袋・ネット袋・容器の中敷きスポンジ等
●ボトル類、ポンプを含む（シャンプー、洗剤、入浴剤、食用油等）
●卵、豆腐のパックやタッパー・カップ麺の容器・盛皿の容器
●プラスチック製のふたやキャップ
●弁当の固定用仕切等
●ペットボトル等のラベル・米袋
●食品等のトレー（色付トレーも可）

リサイクル用識別マークを参照してください。軽く洗ってから出してください。

下記の物で、汚れている物はリサイクル出来ません。
●ドレッシング容器，調味料容器　●レトルト食品容器　●汚れたプラスチック類　●不純物が付着したプラスチック　●汚れたラップ類

リサイクル指定袋に名前と品目に○を付けて自治会の指定場所に出す

●発泡スチロール

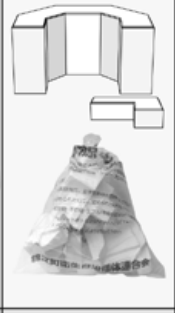

大きいものは小さく切って袋に入れてください。

リサイクル指定袋に名前と品目に○を付けて出す。

古着布類

15. 古着・布類

●ボタン、チャックが付いたままでもかまいません。

リサイクルに出せない衣類は、可燃物として出してください。

リサイクル指定袋に名前を書いて品目に○を付けて出す。他のリサイクル品目とは指定日が異なりますので、注意してください。

16. 生ごみ ※生ごみ専用袋

●調理くず・食べ残し等の生ごみ類・弁当の食べ残し等
●大きな肉の骨はハンマー等で細かくしてから出してください。
●大根や夏みかん等の大きな野菜や果実は10㎝位に細かくして出してください。
●ただし・貝殻類は可燃ごみに出してください。
●ネット・弁当の醤油入れやドレッシング入れ等の異物は混入させない。
●つまよう枝・割りばし・ビニール等の異物が混入しないように分別する。
●生ごみ処理機で処理後の残さは、可燃ごみ・生ごみどちらでもかまいません。

十分に水気を取ってください。

生ごみ専用袋に名前を書いて、生ごみ専用の指定場所に出す。

有害ごみ

17. 小型家電リサイクル

・コンセント電源や電池で動く家電製品のことです。

・資源ごみステーションに「リサイクル指定袋」に入れて出してください。

18. 乾電池

●乾電池
電池ボックス
各公民館に備え付けてある電池ボックスに出してください

錆びたり、液漏れする前に出してください。

各自治会に設置してある回収ボックスへ出す。

19. 蛍光灯

●蛍光灯（割らないでください。）
割れた蛍光灯は不燃ごみ

長い蛍光灯は束ねて名札をつけて出してください。

資源ごみステーションにリサイクル指定袋に入れて出してください。

町が収集しないごみ

ビン類

20. 生きビン

※販売店に返却するか、スポーツ少年団等が行う廃品回収に出す。
●ビールビン・牛乳ビン
サイダー・コーラビン
●茶色の一升瓶
（酒・焼酎・醤油・酢）

ふたを外す。
中を洗う、
蓋が金属なら
不燃物に出す。

大型家電品

21. 家電４品目

※有料で電器店に引き取ってもらってください。
●家電リサイクル法指定４品目
●テレビ・冷蔵庫・洗濯機
エアコン（室外機も含む）

料金表
テレビ（液晶・プラウン管）…(3,456円～)
冷蔵庫・冷凍庫……(5,292円～)
洗濯機・衣類乾燥機……(4,104円～)
エアコン……(2,592円～)

※収集運搬料金については、家電小売店によって異なる場合があります。
※この料金は町が定めたものではありません。

事業活動で発生するごみ・建設廃棄物

22. 事業系一般ごみ

●事業活動によって生じる一般ごみ（生ごみ・紙類・容器包装類・空き缶類・ペットボトル類等）法律には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。
●錦江町の指定ごみ袋へ記名して上記分別を確認して出してください。
●可燃・不燃の事業系ごみについては10キロ毎に80円の費用が必要です。

町が許可している、一般廃棄物収集・運搬業者と各自契約するか、自己搬入が原則です。

23. 産業廃棄物

●廃木材・コンクリート・瓦・ブロック・レンガ・アスファルト
●スレート・断熱材等・石膏ボード・トタン
個人及び業者が行った新築・改築・撤去によって生じたものは建設リサイクル法にて適切に処理してください。
●医療廃棄物・感染性廃棄物・事業系紙オムツ・薬品類
専門業者に相談してください。
●タイヤ・バッテリー・自動車（販売店が搬出する物）・自動二輪
各小売店や取扱店に相談してください。
●農漁業用ビニール・ハウス資材・農業ビン等・土壌消毒缶
農協が日程を決めて回収します。
●プロパンガス　ガス取扱店に相談してください。
●廃油・塗料・消火器・接着剤（爆発・引火性のあるもの）
販売店へ相談してください。
●ドラム缶・農機具・魚網・風呂釜
●魚網・多量の発泡スチロール
●ピアノ・家畜の死骸・劇薬・木の根
専門業者に相談してください。依頼してください。
●その他の産業廃棄物
●工場・商店・会社等から搬出される全ての物
役場で専門業者を紹介できる廃棄物については、業者を紹介いたします。

ごみ出し日を知らせてくれる
錦 江 町
ごみ分別アプリ

下記のQRコードを読み取り、ダウンロードページでアプリをダウンロードしてください。

Android の方はこちら
Google Play で手に入れよう

ios の方はこちら
App Store からダウンロード

Google Play および Google Playロゴは、Google Inc.の商標です。